

特集

いざ、「司法アクセス」の最前線へ ～スタッフ弁護士の現在（いま）～

1. はじめに

2. 司法ソーシャルワーク

事例1 「現場での試行錯誤～法的課題の早期発見・解決を目指して～」

法テラス東京法律事務所

弁護士 太田 晃弘（第57期）

事例2 「司法ソーシャルワーク×意思決定支援」

法テラス埼玉法律事務所

弁護士 水島 俊彦（第61期）

事例3 「成年後見人を引き受けるということは」

法テラス福岡法律事務所

弁護士 柿木 翼（第62期）

事例4 「『隠れた司法過疎』に挑む」

法テラス本部第一事業部付

弁護士 鍋木 信行（第64期）

3. インタビュー座談会 「スタッフ弁護士と裁判員裁判」

司 会 元スタッフ弁護士・現法テラス常勤弁護士業務支援室長

弁護士 浦崎 寛泰（第58期）

出席者 法テラス多摩法律事務所

弁護士 村井 宏彰（第61期）

同

弁護士 加藤 梓（第64期）

4. 在留外国人に対する援助

事例5 「外国人のお母さん、子どもに戸籍と父親を」

法テラス本部第二事業部付

弁護士 小坂友希乃（第67期）

5. 島スタ弁の座談会

出席者 法テラス佐渡法律事務所

弁護士 朝岡周太郎（第69期）

法テラス西郷法律事務所

弁護士 塩澤 裕樹（第70期）

法テラス対馬法律事務所

弁護士 金澤万里子（第67期）

法テラス壱岐法律事務所

弁護士 大嶋 功（第65期）

法テラス五島法律事務所

弁護士 寺井研一郎（第63期）

法テラス奄美法律事務所

弁護士 池田 征弘（第66期）

法テラス徳之島法律事務所

弁護士 平賀 宏典（第67期）

法テラス宮古島法律事務所

弁護士 長尾 大輔（第64期）

（注）所属は平成31年4月1日現在

1. はじめに

平成18年の法テラス業務開始とともに、法テラスのスタッフ弁護士（常勤弁護士）制度は誕生した。

スタッフ弁護士は、法テラスの業務に関して法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士であるが、このように、公的機関に所属しつつ主として他人の法律事務を扱う弁護士であるという点で先進的な制度であった。その目的は、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（総合法律支援法第2条）との基本理念のもと、弁護士過疎地域はもちろんのこと、都市部においても司法へのアクセス障害の改善を図ることであり、各地の実情に応じて、弁護士需要の担い手としての役割を果たすことであった。

そして、当初は、一般契約弁護士等と協働して、法的セーフティネットを積極的に構築し、法的需要に幅広く応えてゆこうとするものであったが、スタッフ弁護士は、それだけにとどまらず、各地の弁護士会、弁護士、司法書士、地方公共団体をはじめとする関係機関と連携を深めながら、かつては弁護士等による法的救済にアクセスできなかった多くの国民等の様々な法的需要に応えようと試みを始めた。その取組の一つが福祉機関や民間の取組等と連携を図り、高齢者・障害者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく手法（「司法ソーシャルワーク」とも呼ばれている。）であり、これは今もなお拡大を続けている。

また、平成21年に開始された裁判員裁判制度など、刑事司法の変化に対応するべく、公判前整理手続を経て連日的・集中的開廷に耐え、かつ、法律専門家ではない裁判員が加わった裁判に対応する質の高い刑事弁護を提供する役割を果たそうとしてきた。そのため、高いレベルでの各種研修等の機会を通じて研鑽を積んでおり、このようなスタッフ弁護士を各地に配置することによって、わが国の刑事司法を活性化させ、より一層の厚みを醸成することにも寄与するよう努めている。

さらに、いわゆる「弁護士ゼロワン地域」（弁護士数がゼロ又は1名のみの地域）は解消しつつあるが、離島をはじめとする地域では、スタッフ弁護士が当該地域の数少ない弁護士として、地域の法的需要に対応するセーフティネットとして重要な機能を果たしている。

そして、近時でも、在留外国人に対する援助など、様々なニーズごとに、また時機に応じて関係機関と連携しながら法的支援の実践の幅を広げている。

このように、当初24名で誕生したスタッフ弁護士は、現在は200名程度まで増加し、それとともに、活動も更に広がっている。

本項では、このようなスタッフ弁護士の活動内容に対する理解を深めていただくため、コラムや座談会方式により紹介する。

2. 司法ソーシャルワーク

事例1 「現場での試行錯誤～法的課題の早期発見・解決を目指して～」

法テラス東京法律事務所 弁護士 太田 晃弘

ある暑い夏の日。自宅の近くの道端でAさん（83歳）が倒れているのが発見されました。周囲に居合わせた人たちはあわてて救急車を呼びました。Aさんは病院へと無事に搬送され、一命をとりとめ、快復されました。

元気になって退院できる。――喜ばしい話であるはずなのに、病院内で退院調整をしている相談員は、青い顔をしています。事情を調べれば調べるほど、いろいろな課題が発見されたのです。――頼りになる親族はいない。家の中にゴミが散乱している。介護保険サービスを使わないと自宅での生活が困難そう。それなりの年金収入があるのに預貯金残高がほぼ0となっている。なので、入院費もただちに支払えない。

Aさんには、1年ほど前から認知症の傾向があったようです。Aさんのお話にも、ときどき記憶違いと思われる話が混ざります。

病院の相談員は、自分だけでは手に負えないと思いました。Aさんの了解を得て、地域包括支援センターに相談をもちかけ、そこからスタッフ弁護士にも声が掛かりました。スタッフ弁護士は、地域包括支援センターとともにAさん宅にある資料を検討しました。家賃滞納、クレジットカードの借金、近隣住民による不透明な年金管理、半年前の配偶者との協議離婚・・・ここでは、法的課題がいろいろと見つかりました。

法的課題は目に見えません。ですので、地域包括支援センターだけで法的課題を明らかにするというのはかなり困難です。「Aさんの許可を得て郵便物の内容を検討しましょう。」「不動産登記をみてみましょう。」スタッフ弁護士もアイデアを出し、役割分担をしながら進めてい

けば、いろいろな法的課題が発見できます。そのうえで、その解決に乗り出していくのです。

Aさんのケースですが、見方によっては「緊急搬送されない限り弁護士につながらなかった」ということでもあります。もっと前の段階で早期発見・早期治療ができなかったのでしょうか。

Aさんは、半年前から定期通院ができていませんでした。大家さんはなんども家賃の督促をしていました。大量のゴミについてかなり前から区役所に苦情が入っていました。――判断能力が低下していることを示すサインはだいぶ前から出ていたし、後から振り返ると、きっかけはいくらでもあったのです。

このケースでは、スタッフ弁護士が区長による保佐開始審判の申立てを促し、Aさんの保佐人に選任されました。そして、保佐人として、近隣住民による金銭搾取を食い止め、さらには、滞納家賃の弁済交渉、ゴミの処分、介護保険サービスの導入を行ったことで、Aさんは住み慣れた家を追い出されることなく生活できるようになりました。また、Aさんの定期預金を発見したので、クレジットカードの借金も何とか解消できそうです。

福祉・医療関係者と密なネットワークを作り出し、判断能力の低下した当事者の法的課題について、いかにして早期発見・早期解決を図るか。日々、現場で試行錯誤をしています。



事例2 「司法ソーシャルワーク×意思決定支援」

法テラス埼玉法律事務所 弁護士 水島 俊彦

脳梗塞が原因で高次脳機能障害・失語症になった60代の男性Hさん。以前はゴミ屋敷のような自宅で一人暮らしをしていたが、夏に熱中症になって病院に緊急搬送され、その後、障害福祉サービスに属するグループホームに一時的に身を寄せている。他の利用者との交流はあまりなく、一人で自室にこもりがちであると関係者は心配している。障害福祉課から「Hさん宛の借金の督促状がグループホームに届いているので相談に乗ってもらいたい。」との連絡があり、関係機関同席の下、Hさんの出張相談を最寄りの市役所にて実施した。

初めてHさんに会った時、過度の緊張からか、しかめっ面のまま下を向いており、失語症のため言葉のやりとりも難しい状況であった。このような場合、法的支援の観点からは成年後見制度を利用することが考えられるものの、それだけではHさんが本当はどのような生活を送りたいと思っているのかはわからない。そこで、国の意思決定支援ガイドラインを参考に、本人の希望や価値観を収集するための面談を行ったうえで、関係者を交えて、本人による意思決定を支援するための会議を開催することとした。私自身は英国留学中に身に着けた意思決定支援ツール「トーキングマット」を活用してHさんの日中の過ごし方の希望について聞き取りを行うとともに、成年後見制度や財産管理・債務整理に関するHさんの意向を伺った。

面談及び会議を重ねた結果、Hさんは危険な自宅での一人暮らしよりも好きな職員のいるグループホームでの生活を望んでいることが分かった。加えて、自室にこもりがちな点については、自室でテレビを見ながらのんびりすることが好みであるということ、たまに利用者にこだわりのコーヒーを振舞うことを楽しみにしていることなども理解できた。関係者もまた、H

さんの指を振るサインやうなずき、表情などを読み取ることができるようになり、Hさんが冗談好き的一面を知ることでもできた。

借金の整理につい

ては無事終了。Hさんの希望で成年後見人も選任されたことにより生活は安定した。そんなある日、Hさんに再び面会した際、Hさんは突然、自ら「1・2・3・・・」と数字を数え始めた。「・・・9、10」とカウントを終えるといつもの「ニヤっ」とした得意げな表情で関係者を驚かせた。Hさん自ら希望して、言語聴覚士の人と一緒に言語障害に関するリハビリを始めたとのことであった。

司法ソーシャルワークは、支援者間の連携と社会資源の活用によって、本人の生きづらさを解消し、本人が本人らしい生活を送ることを総合的に支援するための取り組みである。しかし、関係者が本人の可能性や能力を否定し、表面的な問題解決に終始してしまえば、その支援は「支援者のエゴ」、すなわち支援者が望む生活を本人に押し付けてしまう結果になるだろう。「連携」が支援者側にとって都合良く使われていないか、本人の意思に本当に寄り添えているか、司法ソーシャルワークを担う者として私たちは常に自戒して支援にあたる必要がある。



※写真は、訪問時に持ち歩いている便利グッズです。ホワイトボード用マーカー、指差し確認で意向を伝えるためのシート、筆談ボード、トーキングマット用カードなどがあります。

事例3 「成年後見人を引き受けるということは」

法テラス福岡法律事務所 弁護士 柿木 翼

「弁護士さんが来てくれましたよ。」

ケースワーカーが話しかける。聞こえているのかいないのか反応がない。ゴミ屋敷と化した家の中でぐったりと椅子に座っているAさんの目は宙を見つめたままだ。テーブルの上には総菜が入っていたであろうスーパーのバックが空のまま放置されている。私は、先ほどこの件を引き受けると言った事を少し後悔していた。

Aさんは、中年の一人息子と二人で暮らす高齢女性だ。認知症が進んでいて会話をすることが難しく、足腰も弱っていて自力で移動することもできない。もっとも生活するには十分な金額の年金があるはずだった。ところが様子がおかしい。気付いた地域包括支援センターの職員が、B市役所の福祉課に連絡し、ケース会議を開くことになった。虐待が疑われることから弁護士も参加すべきとなり、日頃からB市の福祉課と連携して活動していたスタッフ弁護士である私に来て欲しいと連絡が入った。「わかりました。行きます。」と即答した。

ケース会議で報告があった。Aさんのお金は息子が管理しているが、十分食べさせていないために、Aさんはかなり衰弱している。それどころか、お金がかかるということで病院に連れていくことを拒否しているため、Aさんは失明しかけているとのことだった。それでも、全く食べさせていないわけではないし、直接暴力をふるっているわけでもない。市が動くことに慎重な意見もあった。しかし、お金はあるのに治療を受けさせていないため

に失明しかけているというのは、虐待と言えるだろう。市長申立てで成年後見人を付け、息子に代わって財産を管理し、適切な治療を受けさせるべきだ。私が後見人になってもいい。そう言ったところ、

早速会いに行くことになった。そうして出かけたのが冒頭のシーンである。



B市では、それまで成年後見について市長申立てを行ったことがなかった。私が、申立方法を職員に教える。逆に、Aさんにはどのようなケアが必要なのかといった医療・福祉に関することは教えてもらう。Aさんの成年後見人として、三食きちんと準備され病院への送迎も行ってくれる施設と契約し、入所を見届けたときには出会ってから半年以上が経過していた。

久しぶりにAさんに会いに施設を訪問した。みんなと並んで座っているAさんは、以前より血色がよく多少ふっくらしたようだ。やっぱりこの件を引き受けてよかった。

「弁護士さんが来てくれましたよ。」

ケースワーカーが話しかける。Aさんは顔を上げた。私が誰なのかはわかっていない。それでもAさんは、私にニッコリと微笑んだ。

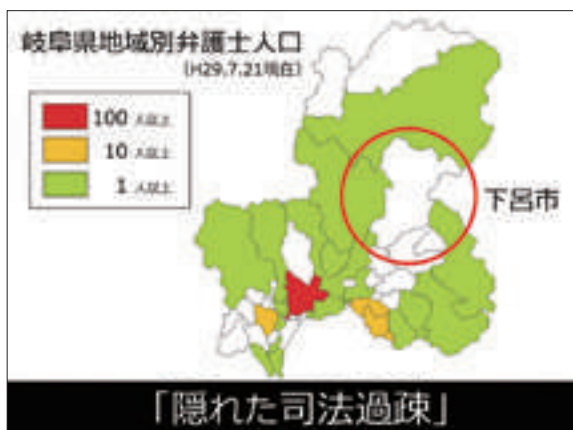
事例4 「『隠れた司法過疎』に挑む」

法テラス本部第一事業部付 弁護士 鍋木 信行

岐阜県下呂市。日本三名泉に数えられる温泉街。この地で、ある夫婦が花屋を始めました。順調な人生に変化が訪れたのは、平成10年頃。近くにホームセンターができました。夫婦の仕入原価を下回る低価格の花鉢が並びます。到底太刀打ちできません。遠のく客足。下がる売上。営業資金は借入で調達。何とかしなければ。その矢先、さらに悪いことが起きます。夫婦がともに65歳を過ぎた頃。夫が脳梗塞と心不全を発症。妻も癌を発症。障がいのため、仕事は全くできなくなりました。特に困ったのは風呂に入れないことです。最初に相談したのは地域包括支援センター。ここで訪問入浴のサービスを提案されます。しかし、夫婦は断ります。「有料なら結構です」と。

金銭的な問題を抱えているのでは。地域包括の職員は、自立相談支援センターにつながります。莫大な借金が判明します。債務整理が必要でした。弁護士につなぐ必要がありました。しかし、夫婦はすぐには弁護士につながりませんでした。なぜか。そこに、「司法がなかったから」です。

日本弁護士連合会（日弁連）は、地方裁判所支部管轄当たりの弁護士人口が、0又は1の地



域を「ゼロワン地域」と呼んで、その司法過疎解消に取り組んできました。

下呂市は岐阜地方裁判所高山支部管轄。同支部には2人以上の弁護士がいま

す。下呂市は「ゼロワン地域」ではありません。

しかし、市内には、弁護士が一人もいません。弁護士のいる隣接市に行くのに車で片道1時間以上。高齢で障がいを抱える夫婦が通える距離ではありません。弁護士人口からは見えてこない、「隠れた司法過疎」が下呂市にはあるのです。

平成28年当時、私は、下呂市に隣接する中津川市に赴任していました。

福祉関係者向けに連続法律講座を開催していた縁で、支援者の方から、夫婦の話を聞きました。急いで夫婦の支援調整会議に私も出席し、破産申立事件として受任しました。無事に破産免責を受けました。

しかし、それだけでは、下呂市の「隠れた司法過疎」は解決しません。地域で弁護士につながる持続的な仕組みが必要でした。様々な関係者のご協力を得て、平成29年から、「高齢者・障がい者・生活困窮者のための専門相談」が始まりました。下呂市、岐阜県弁護士会、法テラスの共催企画です。

弁護士も福祉の一部です。司法は、「地域共生社会」実現のための不可欠な要素です。

事件解決によりその人の生活を取り戻す。関係機関と連携して地域に必要な司法インフラを整備する。今、スタッフ弁護士の「司法ソーシャルワーク」が、地域に必要とされています。



3. インタビュー座談会 「スタッフ弁護士と裁判員裁判」

裁判員裁判制度が開始されて10年…。スタッフ弁護士は、裁判員裁判にどのように関わってきたのでしょうか。元スタッフ弁護士で、現在は弁護士法人ソーシャルワーカーズの代表、そして、法テラスの常勤弁護士業務支援室長でもある浦崎寛泰弁護士に、法テラス多摩法律事務所所属のスタッフ弁護士である村井宏彰弁護士と加藤梓弁護士にインタビューいただきました（なお、罪名は事件当時のものです）。



村井 宏彰 弁護士

加藤 梓 弁護士

浦崎 寛泰 弁護士(司会)

1 裁判員裁判への取組み状況

司会：刑事弁護の分野でご活躍している二人をお招きしました。よろしくお願いいたします。

まずは、これまで裁判員裁判を何件ぐらい、どのような事件に取り組んできたかについて教えてください。

村井：千葉赴任時に15件、岐阜赴任時に3件ぐらい。平成29年1月から多摩に赴任して、裁判員裁判の公判までやったのは2件なので、合計20件ぐらいです。

強盗殺人、強盗強姦致死など、法定刑が死刑又は無期懲役しかないものをはじめ、殺人や傷害致死といった人が亡くなっている事件など、とても重い事件が多いです。

加藤：私は、裁判員裁判の判決まで担当したものは合計5件で、強姦致傷が1件、覚せい剤営利目的密輸が2件、殺人が2件です。3件が千葉赴任時で、2件が愛知赴任時です。進行中の

事件は2件、今日また1件が起訴され、強盗殺人、強盗致傷、強制性交殺人です。

司会：手応えがあったというか、納得いく結果が出たものはありましたか？

加藤：なかなか100%納得することはないのですが、直近で担当した殺人事件について、殺意を争っていて、結局、殺意は認定されたものの、量刑上の理由については、こちらの主張が認められました。

司会：逆に、うまくいかなかった経験を踏まえて、変えていったということはあるですか？

村井：法廷での伝え方、話し方です。変えていったというか、意識して訓練をするようになりました。例えば、最終弁論ですと、以前は、文章を書いて読み上げていましたし、パワーポイントも、話すときの「間」も、効果的に伝えるための要素が伴っていなかったのです。これでは、

内容はそれなりに主張できていても、法廷の雰囲気を変えることはできません。被害者論告や意見陳述を終え、「死刑が当然だ」という空気の中で、今度は弁護人の意見を裁判官や裁判員に聞いてもらわなければならない。そもそも、それができていませんでした。聞いてもらえなかったら、全然意味がないですよ。証人尋問や異議の出し方も、法廷での活動すべてがそうです。法廷では、その場で瞬時に考え、的確に発言しなければならないのに、そうした瞬発力が全然なかったんですね。

そこで、日頃から訓練するようになりました。普段の相談、接見、電話対応など、発言する機会はすべて練習の機会だと意識しています。

…そういえば、一般の方の中には、なぜそんなに悪人をかばうのかと思われている方もいらっしゃるのではないかな。

加藤：私も以前はそう思っていました。でも、それなりに重い事件の被疑者に初めて接見で会ったとき、想像と違い、とても弱々しく見えました。弱々しいと感じたのは、一つは捕まっていて社会から隔絶されていること、そして、警察や検察の取調べで一方的にいろいろ言われることです。そういう人を助けたいと感じました。

報道や事件だけを聞くとすごく悪い人に思えますが、話を聞いてみると、それぞれに生活がありますし、国からたった一人で罪を問い詰められる立場にあります。それを助けられるのは弁護人だけです。国が刑事弁護を制度として保障している以上、弁護しなくてはならないと思います。

司会：確かに、一方的に報道や検察が伝えるものと異なる情報を伝えるということで被告人を支え、裁判終了後は福祉サービスにつなげるなどの役割を弁護士が果たすことは重要だと思います。



2 裁判員裁判では弁護活動が違ってくる？

司会：ところで、村井さんにとって、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件について違いはありますか？

村井：ありません。裁判官のみであるか裁判員もいるかで、例えば、難解な法的用語を使わなかったりするような工夫はしますが、本質的には変わりません。伝えるべきことを伝えることが大切。後から判決を聞いて「そういうつもりではなかった…」と反省しなければならないということは、伝える技術が足りないということです。

伝える技術を磨くために、普段から、駅から自宅まで一人で歩きながらしゃべる練習をしています。さすがに電車の中ではやらないようにしていますが、冬はマスクをしてやっていました。

短文で話したり、「えー」などのノイズを発しないようにする訓練をしています。その成果か、あらゆるシーンで的確に言いたい内容を言葉にできているように感じます。

加藤：私も、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件で、本質的には変わらないと思っています。どの事件でも、裁判員裁判で使うのと同じような資料を配り、弁論は書面を読み上げずに行います。

書面を読み上げると、書面に拘束されてしまう。結局、法廷は生き物だと思っていて、その時に出た証拠や供述をその場で取り入れて弁論する必要があると思いますし、検察の論告に対する反論もその場で的確に返す必要がある。だから、事前に準備するより、要点を押えて、ペーパーレスで語るのがよいと思っています。ですが、本番前には、他のスタッフ弁護士と議論をしたり、実演練習を見てもらって助言を受けることもあります。

司会：僕自身、弁護士として、14年目ぐらいですが、裁判員裁判が始まって、いわゆるペーパー

レスの文化が始まったんじゃないか、つまり、自分たちの仕事のやり方が変わったと思います。

そして他者の助言をもらう点については、自分では、「この結論で決まりだろう。」と思っても、第三者から見ると違っていて、特に、裁判員裁判では、法律の専門家ではない人を説得しなければならないので、他の人に聞いてもらわなければならないのかなと思います。

では、裁判員裁判とそれ以外の刑事事件で、被告人との接し方や裁判での説明の仕方に違いがありますか？



村井：裁判官は経験もありますので、被告人の話を聞いて、おそらくこういうことなのだろうと推測するかもしれませんが、裁判員の方は被告人の言葉を字面どおりに捉えるかもしれ

ない点では違いがあるかもしれません。

加藤：裁判員から誤解を受けないように、「被告人質問での受け答えを注意してね。」と被告人に言うことはあります。その他、裁判員裁判は起訴から判決まで長期間にわたることを被告人に説明をしています。私の場合は、被告人が外国人の事件が多かったので、裁判員裁判制度についてよく説明するようにしていました。

司会：被告人は日本の制度には当然詳しくないでしょうし、しかも外国語で説明するというのはとても難しいのでは？

加藤：すごく難しいです。言葉もですが、文化の問題もあります。日本の法制度を説明しても、聞き入れてもらえないことがあります。また、法廷でも、被告人の国では当然のことでも、日本ではすごくおかしい話に感じられてしまうので、なかなか裁判員には受け入れ難いということはあるように感じました。こういう場合、「冒

頭陳述で、常識は国や背景によって異なる。被告人の本国の事情からするとこのような主張があり得る。最後の弁論でも、常識は国によって異なり、信じられないかもしれないが、その国の人の置かれた背景を踏まえるとこのような行動に出ることは変ではない。」と主張します。

3 若手弁護士に伝えたいこと

司会：ところで、お二人は日本弁護士連合会（日弁連）が主催する若手弁護士向けの研修の講師もされていますが、研修の中で若手弁護士に対し、特に伝えようとしていることは何ですか？

村井：ケースセオリーをきちんと作ることです。つまり、検察官の出してくる証拠すべてを説明でき、それらの証拠を踏まえても無罪だという結論に導ける道筋を作らなければならないということです。

そして、それをきちんと伝えられないと裁判員裁判では通じない。だから、講師をするときは、ケースセオリーをきちんと詰めて、伝え方も工夫する。これを両方やらないといけないと教えています。

加藤：私の場合、初めての裁判員裁判でうまくいかなかった経験から、鬼のように法廷弁護技術研修を受けて、講師にまでなれたのですが、自分と同じような思いを後輩にしてほしくないんです。やはり、村井さんが指摘するように「伝え方」がすごく大切です。裁判員裁判では、書面ではなく、その場で裁判員に理解していただく必要がありますので、いかに中身がよくても伝えられないとそこで終わりです。研修では、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、弁論を実演してもらい、講師が講評をします。

そして、講師としては、立ち居振る舞い全部がお手本になるよう心がけています。女性弁護士としての立ち居振る舞いは、男性のそれとは異なると思いますので、私は自分が尊敬する女性弁護士を手本にしています。研修では、私が他の女性弁護士から声を掛けられる機会も多くなってきました。

司会：スタッフ弁護士の研修についても触れておきたいのですが、法テラスには、「裁判員裁判弁護技術研究室」があって、スタッフ弁護士1年目の養成期間中や2年目以降のスタッフ弁護士も、定期的開催される事例研修に参加できますね。

ところで、裁判員裁判の終了後、検察官や弁護人の法廷での活動について、裁判員へのアンケートがありますが、この結果は見ていますか？

村井：見ています。説明のわかりやすさをはじめ、法廷での伝え方については検察官に負けていません。個別の自由記載欄も非常に参考になります。



加藤：アンケートの回答のなかに、「最後の弁論になって弁護人の主張の結論を初めて言うのは止めてほしい」という指摘がありました。尋問のときに伝えるべきことは先に伝えないと失敗、ということなんです。

もう一点、「疑わしきは被告人の利益に」ということで、被告人を有罪にする立証責任を負っているのは検察官であり、検察官の立証が不十分だから無罪だという点を強く主張したところ、アンケートの回答では、「重苦しい」と書かれてしまいました。言い過ぎはいけなかったと反省しております。

4 スタッフ弁護士としての今後

司会：最後になりますが、お二人は現在、多摩に赴任しており、これからも刑事弁護も含めて活躍されると思いますが、法テラスのスタッフ弁護士としての今後の抱負を伺いたと思います。

村井：基本的には、スタッフ弁護士は、赴任先の地域のニーズに応じて確実にそれをこなして

いくというのがあります。多摩では、刑事弁護が期待されていますが、期待されている以上のものを返さないといけない。事件で結果を出すことはもちろん、研修の講師を引き受けるなど、確実にニーズに応えていく。スタッフ弁護士としては、地域の福祉関係機関等と連携して法律サービスを提供するという「司法ソーシャルワーク」が主流になっていると感じますが、スタッフ弁護士制度の創成期に偉大な刑事弁護人の方々に教わった身としては、スタッフ弁護士だからこそ、ここまでできるようになったということの後進に伝えていきたい。スタッフ弁護士として刑事事件を頑張りたいという人を迎えたいと思います。

加藤：裁判員裁判がやりたくてスタッフ弁護士になりましたが、まだまだ満足するほどやれていないので、これからもやっていきたいと思います。

後進に伝えたいのは、刑事弁護自体が、弁護士の基本ともいえるべき大事な仕事で、弁護士にしかできない仕事であり、国選事件であると被告人は弁護人を選べないわけですから、各自がレベルを上げて、適切な弁護ができるようになっていくのがとても大事だということです。

スタッフ弁護士のメリットは、バックアップ体制が充実していることです。各地で勤務して、いろいろな弁護士と裁判員裁判をやっているのは、スタッフ弁護士だからこれだけ裁判員裁判に注力できたと感じるところです。そして、各地でスタッフ弁護士が裁判員裁判を担うのは、とても大切な意味があると思います。スタッフ弁護士だからという理由で裁判員裁判の2人目の弁護人を依頼されることもありますし、裁判員裁判という大事な業務のレベルを上げていくことができる環境だと思うからです。

司会：ありがとうございます。お二人にはこれからも最前線でご活躍いただければと思います。

以上

4. 在留外国人に対する援助

事例5 「外国人のお母さん、子どもに戸籍と父親を」

法テラス本部第二事業部付 弁護士 小坂 友希乃

私の前任地、浜松法律事務所（静岡県）での出来事です。

相談室にいるのは、打合せ中に幾度となく涙を流す外国人の母親と、暴れるように玩具で遊ぶ5歳の子供。子供の顔つきは、同席する日本人の父親そっくりですが、その親子関係は公的には存在しません。それどころか、この子がもうすぐ6歳になることすら、公的に証明する手段はありません。子供には、戸籍がないのです。

この母親は以前、子供の父親とは別の男性と結婚していました。その後、後遺症が残るほど壮絶なDVを受けてこの元夫の元から逃げ出し、子供の父親と出会い妊娠するのですが、当時、母親は元夫との離婚が成立していませんでした。婚姻中に妊娠した場合、子供は法律上の夫の子と推定されます。そのため、母親は出生届を出せず、子供は無戸籍となりました。

以来母親は、子供の戸籍がないことに悩み続けてきました。しかし、日本語ができないことで法的な情報は乏しく、手続きにより自身らの所在が元夫にばれる恐怖心もあり、無戸籍状態のまま子供の就学が迫っていました。

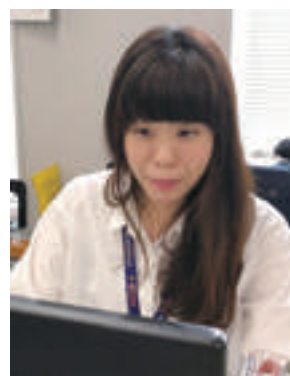
そこで本件では、戸籍を作るために、実の父親に対する認知調停・審判を行うことにし

ました。この方法は、婚姻中に妊娠した子は法律上の夫の子と推定するという前述の原則を破り、実父との親子関係を直接認めるものですから、裁判所は、外観

上、法律上の夫による妊娠ができない場合（妻の妊娠当時、夫が服役中など）に限定して認知を認めてきました。ですので、認知を得るためには、妊娠当時母親が法律上の夫と接触する可能性がなかったことが重要となります。しかし、こうした日本の法制度を、通訳を通して母親に理解してもらうこと自体が難しかった上、母親は着の身着のままで元夫から逃げ出しており、妊娠当時の生活に関する資料は散逸していました。

打合せを重ね、辛うじて見つけた光熱費の領収書から母親の妊娠当時の居所を立証し、出入国記録を取寄せて、元夫との接触可能性がなかったことを裁判所に説明しました。また、元夫に手続きを知られば加害の危険があることを説明し、裁判所から元夫に対して通常行う照会手続きも行わないことにしてもらいました。

その後、DNA鑑定を経て、子供は認知を受け、戸籍を取得しました。できた戸籍を見たとき、私と母親にとっては感動の瞬間でしたが、子供はいつもどおり、元気に暴れ回っていました。戸籍ができたことに感動するような年齢になる前に手続きができたことを、心からよかったと感じた経験です。



浜松城

5. 島スタ弁の座談会

法テラスの司法過疎地域事務所（法律事務所）は、全国に34か所あります。そのうち、離島にある法律事務所に赴任している（又は赴任していた）スタッフ弁護士8名で座談会を行いました！離島に赴任する弁護士の本音はいかに…。

<自己紹介> ①氏名 ②出身地 ③島赴任時期 ④我が赴任島アピール



対馬（長崎）

法テラス対馬法律事務所

①金澤 万里子
②東京都
③平成28年10月～
④暮らして初めて知る魅力があります。



隠岐（島根）

法テラス西郷法律事務所

①塩澤 裕樹
②長野県
③平成31年1月～
④後醍醐天皇、後鳥羽上皇などの流刑地であり、伝統文化が根強く残っている。



佐渡（新潟）

法テラス佐渡法律事務所

①朝岡 周太郎
②新潟県→北海道
③平成30年1月～
④海産物（特に、寒ブリ、牡蠣が最高！）



壱岐（長崎）

法テラス壱岐法律事務所

①大嶋 功
②愛知県
③平成28年9月～
④美味しい海産物（ウニ・イカ）、交通アクセスの良さ（福岡へ高速船で1時間）



五島（長崎）

法テラス五島法律事務所

①寺井 研一郎
②千葉県
③平成29年7月～
④大瀬崎の夕焼け、青い海と白いビーチ、豊富な食、カトリック文化と世界遺産



奄美大島（鹿児島）

法テラス奄美法律事務所

①池田 征弘
②東京都
③平成31年1月～
④高級絹織物「大島紬」



宮古島（沖縄）

法テラス宮古島法律事務所

①長尾 大輔
②大阪府
③平成25年1月～
④透明度の高い海。特に、東洋一美しい海と評される与那覇前浜ビーチ。



徳之島（鹿児島）

法テラス徳之島法律事務所

①平賀 宏典
②東京都
③平成28年1月～同31年1月（現任地は愛知）
④気候が暑い、闘牛が熱い、人情が厚い、長寿・子宝、海が綺麗



<皆さんに質問です！>

1 島で弁護士の仕事ってあるのですか？

朝岡：常時手持ち事件が60～80件、法律相談も週に6～10件。関係機関との会議、後見センターの運営業務や研修講師、弁護士会の委員会活動などを全て一人でこなすので、島だからこそ仕事はあります！

塩澤：思ったよりも多くあります。メインは後見なのですが、一般民事、家事、クレサラ系も満遍なくあります。成年後見人、相続財産管理人、不在者財産管理人、破産管財人などの財産管理案件が多いです。

金澤：もちろん、ありますよー。

大嶋：特に裁判所から選任される案件は、難易度の高い事案があります。家事事件や債務整理はもちろん、一般的な弁護士業務の範囲の仕事は普通にあります。

寺井：人口が3万5000人で、島に弁護士は私とひまわり基金法律事務所の弁護士の合計2人。営業や宣伝、司法ソーシャルワークを駆使して掘り起こせば、仕事はいくらでも見つけれられると思うけれど、手が回らないのが現状です。

池田：何もしなくても仕事は次々にきます。法律相談は月約30件。他の離島へ出張もします。事件処理の他に、法テラスの業務説明会、法律講座、地元の有識者との飲み会など多岐にわたり、地域貢献において重要なものばかりです。

平賀：法テラス徳之島法律事務所は、徳之島・沖永良部島、与論島を管轄しています。顔の見える身近な弁護士に相談したいというニーズが

あるようです。相談事件数は多いけれど、民間の弁護士にとっては採算が合わない事件が多くあり、人的関係の狭さから生じる利益相反、地域の経済状況から、島に弁護士が定着して法律事務所を経営することは困難だと感じました。だからこそ、島に弁護士がいないのだと気付きました。そういった意味で、スタッフ弁護士が2～3年の交代で赴任することは有意義であるし、島民からも歓迎されるのでしょうか。

長尾：法律相談や受任事件も多いですし、各種関係機関との連携も活発です。



徳之島

2 島の外から弁護士が来ることについて島の人の反応は？

朝岡：たまに「島外の人には言ってもわからない。」と言われることもありますが、「勉強になるので教えてください！」と返すと、可愛がってくれる人が大半です。

塩澤：県職員の方や地域おこし協力隊の方など、島の外から多く人が来ていることから、そこまで不安に感じている方はいないと思います。

金澤：地元の人に、「対馬にも弁護士っていたん

ですね！」と言われたことがありますし、「東京からですか!？」と出身で驚かれることはしょっちゅうです。

大嶋：「わざわざこんな僻地に（笑）」と自虐的な反応が多いです。

寺井：法テラスはかなり認知されていて、島外からの弁護士ということも知られています。出身地の話で盛り上がるなど、好意的に受け止めてもらっています。

池田：島民の方々には、トラブルについて知人等に知られたくないと思う人がいるので、地縁のない弁護士が来ることは島民の方にとって悪いことはないと思います。

平賀：平成25年8月1日に、徳之島の事務所が開設され、弁護士が常駐すること自体が初めてだったので、いつでも相談できる場所ができたこと歓迎されています。徳之島に弁護士がいなければ、島外の事務所へ飛行機か船に乗っていく必要がありますし、今でも沖永良部島や与論島の方は、飛行機か船に乗って1泊2日で法律相談に来られます。ただ、徳之島には、弁護士が一人しかいないため、島民同士の紛争の場合、利益相反の関係で早い者勝ちになってしまいます。

長尾：赴任当初は、「できれば宮古島の先生に聞いてもらいたい。」と言われたこともありま

すが、それなりに名前が知られると言われなくなりました。慣れていただけると大事にさせていただきます。

3 島の人との交流で気を付けていることはありますか？

朝岡：島を歩けばたいていの知り合いと会います。休日、子どもと散歩をしていたら、依頼者、相手方、裁判所職員等6組の知人と会いました。狭いコミュニティですし、当然ですが、事務所の外では仕事の話はしないようにしています。

塩澤：島の人たちの生活や、価値観など、一緒に過ごさなければ分からないことが多くあるので、島の外から来た人でまとまらずに、飲食店など色々な場所に顔を出すようにしています。

大嶋：島の人とはごく近い人間関係でつながっているので、守秘義務や情報漏えいにはとても気を遣います。地方公共団体の職員や警察職員も同じなので、事件の関係で話をする際に、どこまで話すか気を遣います。

寺井：被害弁償先の店や依頼者や相手方の勤務先も普通に利用する。職業を聞かれたら、法テラスの弁護士だと話す。このように自然に振る舞い、無理せずに地域に溶け込みたいと思っています。

池田：私は標準語しか話すことができないので、地元の人からは「どちらの人?」「どっから来たの?」と聞かれ、「東京です。」と答えると、必ず「何をしてる人?」と聞かれます。特に弁護士であることを隠しませんが、弁護士のイメージは人それぞれなので、肩書を抜いた素の自分を好きになってもらえるように心がけています。

平賀：プライベートで会う人にも、依頼者や相



対馬

手方の関係者がいるかもしれないと常に意識していました。ただし、せっかく島に赴任したのだから、部屋にこもらず、ツーリンググループに入るなど、なるべく島民の方と交流しました。

長尾：島独特の風習や考え方に最初は戸惑いですが、及び腰にならずに飛び込んで経験し、わからないことは率直に尋ねるようにしています。そうすることで可愛がってもらっているように思います。



壱岐

4 島ならではの事件を紹介してください。

朝岡：事件の種類は多岐にわたっています。裁判所選任事件だけでも、成年後見、相続財産管理、遺言執行、特別代理、破産管財があり、様々な事件を経験できるのが島ならではのと言えるかもしれません。

塩澤：顔の見える関係ということもあり、多くの個人債権者を巻き込んだ破産申立事件です。

金澤：土地トラブルや相続は多いです。数世代前の土地の名義を変更する、抵当権を抹消するという依頼は結構あります。「万延」「文久」生まれの人が出てきたりします。

寺井：漁業者の破産事件等、船や使えなくなっ

た養殖用のイケス網などの処理（売買・廃棄）に頭を悩ませることが多いです。日頃感じている島ならではの問題は、負の情報の伝播性です。ネットの匿名掲示板での誹謗中傷投稿の相談が多いのですが、閉じられた環境のため、相談者にとっては取り返しのつかないダメージになります。また、刑事事件の実名報道も大きな問題で、軽微な事件でも実名で報道されることが多く、島の多くの人々が知るところになり、被疑者段階で釈放されたり、執行猶予になっても、島内で再起を図るのは相当困難になります。人や事件のあふれた都市部との大きな違いです。

平賀：交通事故の物損事故で、過失割合に関わらず、お互いの損害額を賠償するというローカルルールがまかりとおっており、依頼者が法的根拠のない過大な請求をされていた事案がありました。その他、売買契約の対象がジャガイモの種芋、境界線争いで当事者間ではソテツが境界の基準となっていた、サトウキビを収穫したトラックが交通事故を起こすなど事件に登場する1つ1つが島を感じさせました。

長尾：被後見人の財産に牛が数頭いて、各牛に血統書のようなものがあり、その鼻紋で特定するということでした。土地がらみの訴訟で、登記簿の名義が明治時代から変更されていないことも珍しくなく、数十名の相続人全員を相手に訴訟をするので、内地の相続人が訴状を受領しないとなると現地調査がとても大変です。



佐渡

5 弁護士がいなかったらどうなっていたでしょう？

朝岡：佐渡に弁護士がいなかった頃は、島の重鎮や長老さんに相談に行って解決を依頼していたことも多かったようです。

塩澤：債権者が債務者の親族に直接請求するなど、大事になっていたのではないのでしょうか。

金澤：声の大きい人、（物理的、経済的、地位的に）力のある人が勝っていくのだと思います。現実には弁護士がいたから解決できたという事件はほんのわずかだと思います。

大嶋：島内の密な人間関係が悪い方向へ働くと、一方が泣寝入りを強られる解決をさせられそうになり、相談に来られる方がいます。相談できる弁護士がいなかった頃は、権利擁護という観点からは問題が多かったであろうことは容易に想像できます。

平賀：声の大きい人や力のある人が述べる意見、島内の慣習による不公正な解決になり、中には泣寝入りをせざるを得ないような方も出てくるだろうと思います。

長尾：各集落に中心人物がおり、その者の鶴の一声で紛争が解決することは決して珍しくありません。皆が納得すればいいのですが、明らかに法的根拠を欠いた解決がなされることもあり、法律に基づいた解決を理解してもらうことも弁護士の役目だと考えています。



宮古島

6 島に赴任して得られたことはありますか？

朝岡：度胸です。事件や事務所のこと、全てについて判断を求められます。自分で判断して、その責任を負うという度胸がついてきました。

塩澤：まだ赴任して半年ですが、スーパーで買いためして自炊する能力や全部自分で決断していく力がついたと思います。

金澤：都会にない贅沢（海や山を毎日見られる。星がきれい。人が温かい。島時間でのんびり。）を味わっています。

大嶋：様々な事件と出会い、弁護士としての実力はついていると思います。また、過疎化や少子高齢化という日本が抱える問題は、島では既に発生していると言っていい問題で、これからの日本が進んでいく未来を考えるきっかけになりました。

寺井：DIYという新しい趣味。五島の自然や風土がとても気に入っていますので、空き家バンクを利用して破格で家を購入しました。休みを利用して、ぼちぼちですがセルフリノベーションをしています。

池田：赴任したばかりなので、今後、多くの島民から弁護士に対する信頼を得たいです。

平賀：深い人間関係の面白さ、ありがたさは、東京ですっと暮らしていたら気づかなかったと思います。

長尾：多種多様な事件を経験することにより、確実に弁護士としての経験値は間違いなく上がっていると思います。他には、島の独特な風習等を経験することにより、自分の価値観が唯一の正解ではないと考えることができるようになりました。



五島

7 今後の目標は？

朝岡：関係者と顔の見える関係がとても落ち着きますので、私は島での仕事に向いているように感じます。離島専門の弁護士として活動しても面白いかもしれないと思う今日この頃です。

塩澤：法テラスをより多くの人に認識してもらい、島になくてはならない存在になれるよう努力したいです。

金澤：社会福祉士の資格を取るために勉強中。必ず取りたいです。

大嶋：島に来てからは、新聞や判例雑誌に掲載されるような大きな事件を担当する弁護士だけでなく、普通の事件を妥協なく、普通に解決することを継続してできることも立派な弁護士だと思うようになりました。これからも、いろいろ

ろと悩み苦しみながら弁護士の仕事をしていくと思いますが、普通の事件を妥協なく解決し続けることができる弁護士になりたいです。

寺井：弁護士として訴訟の実力を磨きたいです。これまでの赴任地ではその地域のニーズを踏まえ、事件の受任よりも法律相談をできるだけ多く行い、少しでも多くの人の悩みを解決することを重視してきました。しかし、五島では、事件を受任して解決することが求められており、もっと経験を積んで、訴訟を中心に事件を解決する能力を高めるのが当面の目標です。

池田：鳥取赴任時の経験をもとに、司法ソーシャルワークを推進していくことです。福祉機関や行政機関と連携し、困っている人だけではなく、問題を自覚されていない方にもアウトリーチ（積極的に出向いて働きかけること）していける体制作りを目指しています。

平賀：現在は、法テラス愛知法律事務所（名古屋市）に異動し、都市部の事務所に勤務しています。徳之島とは勝手が違いますが、都市部においても法律問題で困っている多くの方々のトラブルを解決できるように努力し、弁護士としての経験も増やして自分自身も成長していきたいです。

長尾：どのような形であれ、弁護士へのアクセスが難しい人たちの力になれる仕事をするのが目標です。

以上



奄美大島